平成２９年（フ）第７６３号
大阪府高槻市竹の内町35番19号
債務者　今西　早織
1　決定年月日時　平成29年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第７６４号
大阪市東淀川区井高野２丁目７番15―502号
債務者　久保田達夫
1　決定年月日時　平成29年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第７７０号
大阪市鶴見区諸口２丁目２番１号　３号
債務者　亀井　昭代
1　決定年月日時　平成29年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第７７６号
大阪府守口市菊水通３丁目11番20―305号
債務者　山田　瑞穂
1　決定年月日時　平成29年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第７号
和歌山県西牟婁郡白浜町1089番地の23　辻ハイツ16号、前住所和歌山県西牟婁郡白浜町1332番地の３　岬ハイツ２号
債務者　髙橋　　昇
1　決定年月日時　平成29年３月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月19日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２９年（フ）第５号
島根県出雲市塩冶町1475番地５　市営有原住宅２―223
債務者　高橋　寿雄
1　決定年月日時　平成29年３月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月20日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２９年（フ）第２２号
埼玉県越谷市花田４丁目21番地12　ヒルズ花田弐番館302号
債務者　高橋　晴司
1　決定年月日時　平成29年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第５６号
埼玉県草加市瀬崎２丁目21番13号
債務者　中嶋　　渚
1　決定年月日時　平成29年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第７９号
埼玉県越谷市南町２丁目８番３号　404
債務者　芋ケ崎彩加
1　決定年月日時　平成29年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第１４２０号
千葉県船橋市習志野台３丁目５番19棟505号
債務者　宇根　嗣人
1　決定年月日時　平成29年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１２号
千葉県船橋市三咲８丁目１番23号
債務者　荻島　幹治
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１６号
千葉県市川市中国分２丁目17番12号
債務者　伊藤真理子
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第３７号
千葉県船橋市大穴北２丁目12番23号
債務者　井上　早苗
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第７６号
千葉県市原市青柳１丁目11番地３
債務者　近藤　順一
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第６５４号
川崎市宮前区宮崎６丁目１番地５　宮前平マンション　509、前住所川崎市高津区下作延３丁目20番22号　薄井ビル　302
債務者　小川芙羽弥
1　決定年月日時　平成29年２月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第５号
川崎市宮前区鷺沼２丁目18番地２　ハイツ白樺　118、前住所川崎市宮前区菅生３丁目26番14号　マーガレット２番館　202
債務者　恩田　　寧
1　決定年月日時　平成29年２月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第２８号
川崎市幸区河原町１番地　河原町団地　12―414
債務者　本多　輝光
1　決定年月日時　平成29年２月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第３５号
川崎市川崎区宮前町２番３号　斎藤ビル　303
債務者　橋本　恵里
1　決定年月日時　平成29年２月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係